

○景観整備機構

岡崎市では、公益社団法人愛知建築士会を「景観整備機構」に指定しています。

指定番号	第3号
指定年月日	平成27年8月24日
法人の名称	公益社団法人愛知建築士会
代表者の氏名	会長 廣瀬 高保
法人の住所	名古屋市中区栄二丁目10番19号
主たる事務所の所在地	名古屋市中区栄二丁目10番19号

景観整備機構とは、景観法第92条に基づき、民間団体や市民による主体的・自発的な景観形成の取り組みの推進を図るため、一定の景観の専門的知識や保全・整備能力を有している公益法人又はNPO法人からの申請を受けて、市長が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度です。

今回指定した景観整備機構の法人には、景観法第93条に定められた業務のうち、以下の業務を担っていただきます。

- 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- そのほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

今後、景観整備機構と本市が連携しながら、ともに良好な景観の形成に努めます。